

大磯町監査公表第 10 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 3 年 11 月 8 日

大磯町監査委員 脇 國 廣

同 二宮 加寿子

# 監査結果報告書

## 1. 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

## 2. 監査の対象部課等

### （1）対象補助金

町商工会事業補助金

### （2）対象団体等

補助金交付団体：大磯町商工会

所管部課：産業環境部産業観光課（補助金所管課）

## 3. 監査の範囲及び事務

令和 2 年度（令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日）に執行された補助金交付団体の補助金に係る出納、その他の事務の執行及び所管部課の補助金に係る事務

## 4. 監査の実施期間

令和 3 年 8 月 31 日から令和 3 年 10 月 20 日まで

## 5. 監査の方法及び監査項目

令和 3 年度大磯町監査基本計画に基づき、財政援助をしている団体の出納、その他の事務の執行が、財政援助の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか等に着眼し、補助金交付団体及び所管課から監査説明書、関係書類の提出を求めるとともに、関係職員からの説明聴取により監査を実施した。

## 6. 補助金交付団体の概要

大磯町商工会は、昭和 35 年に施行された商工会法に基づき設立された法人であり、地域内商工業者の経営の改善に関する相談とその指導、地域内経済振興を図るための諸活動及び社会一般の福祉の増進に資することを目的として、幅広い活動を行っている。

## 7. 補助金の執行状況

大磯町商工会補助金交付要綱（平成 21 年大磯町告示第 9 号）に基づき交付をしている本補助金は、同要綱第 2 条において、商工会法第 11 条に掲げる事業を対象とし、経営改善普及事業指導事業費、地域総合振興事業費、管理費の関係事業費に充当されている。

## 8. 監査結果

大磯町商工会の補助金に係る出納、その他の事務の執行及び所管課における補助金交付に関する事務について監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。なお、補助金交付団体である商工会及び所管課に対して、次の点について要望する。

(要望事項)

### 【補助交付団体関係】

- ・町からの補助金について、その効果の検証に常に努めながら、今後も有効に活用されたい。
- ・昨今の厳しい経済情勢を見ると、今後の商工業者の方々のため、商工会の活動は、ますます重要であると思料される。事業者の新たな創業や事業展開、安定した経営の存続等がさらに図られるよう事業者の方々への支援、指導を引き続き、お願いする。

### 【所管課関係】

- ・今後も、大磯町商工会への計画的な支援を行い、実行のある補助金の交付に努められたい。